

滋賀県小児救急電話相談事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

小児の夜間、休日における急変時の保護者の不安を解消するとともに適切な受診を促すことで、重症化を防ぎ、また、不要不急の医療機関受診をなくして医療機関の負担を軽減する。

2. 業務概要

別添「滋賀県小児救急電話相談事業業務委託仕様書」のとおり。

3. 予定価格

22,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

4. 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件をすべて満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

○営業種目

大分類：役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 仕様書に示した業務またはこれと同等の業務について実績があること。

5. 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの書類（以下「事業提案書等」という。）を作成し、提出すること。

- (1) 公募型プロポーザル応募申込書（別紙様式1） 1部
- (2) 事業提案書 6部（正1部、副5部）
- (3) 社会政策面の取組状況（別紙様式2） 1部
- (4) 付属書類①および②の写し 1部
 - ①登記事項証明書
 - ②直近の決算書類
 - ア. 貸借対照表
 - イ. 損益計算書

6. 説明会

説明会は開催しない。

7. プロポーザルに関する質問および回答

本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行う。

(1) 質問方法

郵送、電子メール、ファックスのいずれかにより、下記「13. 問い合わせ先」に示す場所に提出すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。（様式不問）

質問提出後はメール等が届いているかについて電話で確認すること。

(2) 質問受付期限

令和8年1月20日（火）正午まで受け付ける。

(3) 回答方法

受け付けた質問内容とその回答については、令和8年1月23日（金）を目途に県健康医療福祉部のホームページ

[\(https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/\)](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/)に掲載する。

8. 事業提案書の提出

(1) 提出期限および時間

令和8年1月29日（木）正午まで（必着）

(2) 提出場所および提出方法

下記「13. 問い合わせ先」に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前9時から午後5時までとする（ただし、最終日については正午までとする）。

郵送の場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等とすること。

なお、郵送による場合は、令和8年1月29日（木）正午までに到着したものに限り受け付ける。

9. 審査

(1) 審査概要

医療政策課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された事業提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。

(2) 評価基準

評価項目と評価点は次のとおりとする。

番号	評価項目	評価点
①	事業の安定的な実施がされているか	25
②	業務実施体制は適切か	25
③	対応スタッフの体制は適切か	25
④	トラブル等発生時の対応は適切か	9
⑤	経費節減を意識した見積もり金額か※ ¹	10
⑥	滋賀県内に本店を有する事業者か	1

⑦	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑧	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑨	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
⑩	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑪	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人工ステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計		100

※1：予定価格に対して見積もり金額が、以下の場合の点数に2を乗じた10点満点とする。

96%以上100%以下：0点	84%以上88%未満：3点
92%以上96%未満：1点	80%以上84%未満：4点
88%以上92%未満：2点	80%未満：5点

(3) プрезентーション・審査会の開催

ア 実施日時

令和8年2月9日（月）に滋賀県庁周辺での開催を予定している。

詳細な時間、場所は、提案者に別途通知する。

イ 実施方法

実施時間は、30分間を標準とし、以下の時間配分とする。

①提案者による説明 20分以内

以下の3点の説明を実施するものとする。時間配分は、提案者において適切に行うものとする。

- ・業務実施体制
- ・対応スタッフの体制
- ・トラブル発生時の対応

(2)質疑応答 10分

ウ 留意事項

- ①プレゼンテーションへの各提案者の参加人数は3名までとする。
- ②プレゼンテーションは、提出した事業提案書を用いること。
- ③プロジェクター、パソコン、インターネット接続のための機器など、プレゼンテーションの実施に必要となる機材は提案者が持参すること。なお、必要となる電源およびプロジェクターを投影するためのスクリーンは、本県が用意する。

(4) 最低評価点の設定

上記(2)の①～③でそれぞれ満点の40%の点数(10点)を最低評価点とする。審査会の審査において、最低評価点未満の項目が1つ以上ある参加者は、総合点にかかわらず、契約予定者としないものとする。

(5) 審査結果

審査会における審査結果は事業提案書を提出された全事業者あて、令和8年2月16日(月)を目途に、文書により通知する。

10. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、事業提案書等の内容について、医療政策課と詳細な内容の協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

11. 無効

次の各号に該当した場合は無効とする。

- (1) 事業提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 事業提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 事業提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 事業提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12. その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。

13. 問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療整備係（担当：木村、久米）

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL : 077-528-3625 FAX : 077-528-4859 E-mail : ef0003@pref.shiga.lg.jp